

## 条 例

埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十五号

埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等看護学院条例（昭和四十八年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 知事は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学料を減額し、又は免除することができる。

第七条第二項中「知事は、」の下に「学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護学院に入学又は転入学をした学生について適用する。